

東京都が 燃料電池等トラック 導入費と燃料費を支援！



HTT
TokyoTokyo

一定の条件を満たした場合の最大上乗せ補助

小型: **3,400**万円 大型: **11,500**万円

水素エンジントラック: **2,200**万円

※基本助成額との合計上限額

導入費 | 車両本体価格から、国補助等の額とディーゼル車両本体分を差し引いた額

※中小企業の場合は、車両リース価格(車両本体価格+メンテナンス経費)に対する支援

大企業の場合

助成金額(上限額)

FC小型トラック **1,300**万円(上乗せ要件を満たす場合は **3,400**万円)

FC大型トラック **5,600**万円(上乗せ要件を満たす場合は **1億1,500**万円)



助成対象経費(FCトラック本体価格)

ディーゼルトラック 車両本体価格	都助成金 上限1,300万円(小型) / 5,600万円(大型)	国補助等
---------------------	-------------------------------------	------

中小企業の場合

助成金額(上限額)

FC小型トラック **2,600**万円(上乗せ要件を満たす場合は **3,400**万円)

FC大型トラック **9,600**万円(上乗せ要件を満たす場合は **1億1,500**万円)



助成対象経費(FCトラック本体価格+メンテナンス経費)

ディーゼルトラック 車両リース価格	都助成金 上限2,600万円(小型) / 9,600万円(大型)	国補助等
----------------------	-------------------------------------	------

NEW

上乗せ要件を満たす場合(大企業・中小企業とも)

助成対象経費(FCトラック本体価格+メンテナンス経費)

都助成金 上限3,400万円(小型) / 1億1,500万円(大型)	国補助等
---------------------------------------	------

上乗せ要件

1

5年度以内に使用の本拠の位置が東京都にあるFCトラックまたは水素エンジントラックを5台以上純増させる場合(中小企業者の場合は3台以上とし、助成対象者が大企業でFC大型トラックを含まない場合は10台以上)

2

都内自らの営業所等に商用水素ステーションの整備又は誘致を図る場合

NEW

改造費

車両改造費用から、国補助等の額を差し引いた額に2/3を乗じた額

助成金額(上限額)

水素エンジントラック **1,100**万円 (上乗せ要件を満たす場合はさらに **1,100**万円)



都助成金
(上乗せ)

上限1,100万円

助成対象経費(車両改造費)

負担額

都助成金※
上限1,100万円

国補助等

一定の要件を満たす場合(要件は上記参照)

燃料費

水素燃料費の実費から、国補助等の額と軽油相当分を差し引いた額

NEW

四半期ごとに助成
R7年度充填分

助成金額
(上限額)

FC小トラ **900**万円/台・年 FC大トラ **2,880**万円/台・年

水素エンジントラック **1,200**万円/台・年



助成対象経費(水素燃料費)

軽油相当分 (軽油相当分単価×水素充填量)	都助成金※ 上限900万円(小型の場合)	国補助等
--------------------------	-------------------------	------

※記載金額はR7助成上限金額 ※燃料電池のみ収集車も対象

燃料電池等トラック・燃料費支援事業

助成対象者	民間企業、地方公共団体、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、法律により直接設立された法人、その他知事が認める法人		
助成対象	【共通事項】 ・自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内であること ・国等の補助金の交付を申請していること（国補助等がない場合を除く例外規定あり） ●導入費 ・FCトラックの場合は、初度登録日が令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間の新車であること（上乗せ助成は、初度登録日が令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間の新車であること） ・水素エンジントラックの場合は令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間に水素エンジントラックへの改造を行った車両であること ●燃料費 ・FCトラック（FCごみ収集車を含む）または水素エンジントラックを導入し、運用していること。		
助成対象経費	●導入費 ・助成対象車両の購入に要する経費 ・助成対象車両のリース契約に要する経費（車両本体価格及びメンテナンス・サービス費用） ※中小企業または、上乗せ助成を受ける大企業 ・水素エンジントラックへの車両改造費用 ●燃料費 ・FCトラック（FCごみ収集車を含む）または水素エンジントラックの運用に必要な燃料費の一部		
助成額	FC トラック	大企業の場合 中小企業の場合	●導入費 車両本体価格（税抜）－国補助－DEトラック車両本体価格（税抜） 上限額 小型トラック：1,300万円/大型トラック：5,600万円 リース契約費用（税抜）－国補助－ DEトラックリース契約費用（税抜） 上限額 小型トラック：2,600万円/大型トラック：9,600万円 水素エンジントラック （車両改造費用－国補助）×2/3 ●燃料費 ・R6年度上限額 FC小型トラック：690万円/台・年、FC大型トラック：2,200万円/台・年 ・R7年度上限額 FC小型トラック：900万円/台・年、FC大型トラック：2,880万円/台・年、 水素エンジントラック：1,200万円/台・年
上乗せ条件 上乗せ助成額 （導入費）	(1)5年度以内に使用の本拠の位置が東京都にあるFCトラックまたは水素エンジントラックを5台以上純増させる場合 ※助成対象者が中小企業者の場合は3台以上とし、助成対象者が大企業でFC大型トラックを含まない場合は10台以上 (2)都内自らの営業所等に商用水素ステーションの整備又は誘致を図る場合 (1)または(2)を満たす場合 ・FC小型トラック： 3,400万円/台 （基本補助額と上乗せ助成額の合計上限金額） ・FC大型トラック： 11,500万円/台 （基本補助額と上乗せ助成額の合計上限金額） ・水素エンジントラック： 1,100万円/台 （上限額） (3)グリーン経営認証またはISO14001を取得している場合 ・FCトラック： 50万円/台		
備考	●導入費 ※令和8年3月31日17時までを締め切りとし、初度登録日から6ヶ月以内に交付申請を行う必要があります。 （初度登録日がR6年度の場合は、初度登録日から1年以内での申請） ※本事業で導入された車両は3年～5年の処分制限期間があります。（車両によって異なる） ●燃料費 ※水素充填期間がR6年度で国補助等を受領している場合は確定通知受領日から90日以内、国補助等の受領が無い場合は助成対象期間の年度末から90日以内に交付申請を行う必要があります。 ※水素充填期間がR7年度の場合は助成対象四半期末日から90日以内に交付申請を行う必要があります。		

本件に関するお問い合わせはこちら



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(クール・ネット東京) モビリティチーム

TEL : 03-5990-5068

車両費 HP



燃料費 HP

